

7 利用料等

◎利用料金：別紙にてご説明いたします。

※基本利用料は健康保険法又は介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額であり、
これが改定された場合は基本料金も改定されます。

その場合は事前に書面で利用料をお知らせします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を
負担していただくことになります。

※提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分は、利用料全額をお支払い
いただきます。

※自立支援医療を受給された方の場合、原則1割負担ですが、受給者証に記載された
利用者負担金額が利用料となります。

※厚生労働大臣が定める疾病等や医師が必要と認めた特別訪問看護指示期間は(2週間)
医療保険での訪問看護になります。

◎交通費

※介護保険適用者は事業の実施地域にお住いの利用者様は無料です。

それ以外の方は、交通費の実費が必要となります。

◎医療保険

※医療保険の自己負担はかかった費用の1～3割負担です。

(年齢や所得により違い、自己負担の割合は保険者証に記載されています。)

限度額証をお持ちの方は確認させていただきますので、お申し出ください。

※医療保険制度で定められた利用回数や利用時間を超えてのサービスは、全額が
自己負担になります。

◎キャンセル料

※利用者様の容態の急変等、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

キャンセルの連絡なしに訪問し不在、又は中止を申し出られた場合は交通費・実費を
お支払いいただくことがあります。(10km毎に100円)

◎お支払方法

※毎月毎に計算し、月初めに前月分の請求を致しますので、その月の末日までに下記
の方法でお支払いください。領収書を発行いたします。

①現金でのお支払い

②金融機関口座からの自動引き落とし(手数料がかかります)

尚、訪問看護サービスは医療保険控除の対象となります。詳しくは税務署へお問い合わせください。